

公共下水道使用料の徴収漏れ等に対する取組状況について（平成31年3月15日更新）

平成27年6月に公表した公共下水道への無断接続等（未賦課、誤賦課及び減免誤り）及び下水道事業受益者負担金の徴収漏れに関し、市では実態調査を進めるとともに、併行して具体的な是正処置や再発防止の取組を進めてきましたが、実態調査が完了いたしましたので取組状況を報告させていただきます。

本件について、関係する方々及び市民の皆様にご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

I 公共下水道使用料の徴収漏れ

公共下水道には、家庭等から排出される生活排水等を処理するための公共下水道（汚水）と雨水を排除するための公共下水道（雨水）があります。公共下水道（汚水）（以下「下水道」といいます。）を使用する場合は、使用者の方々から公共下水道使用料（以下「使用料」といいます。）を徴収しています。この使用料は、下水道の維持管理、汚水の処理費用、下水道整備時に借り入れた市債の返済等に使われています。

使用料の徴収漏れについては、下水道使用状況調査、新規徴収及び過去の使用料の請求手続を完了しております。

1 一次調査

平成27年6月の発表に当たり、市内のすべての上水道水栓のうち机上調査で絞込みを行った2,375件について、現地を調査しました。この調査は、路上から浄化槽や排水設備（私有地内の下水を排水する管などです。）の有無を確認する方法（以下「外観調査」といいます。）とし、調査の結果、1,270件が徴収漏れの可能性があるものと発表しました。

（1）調査対象

約368,000件（平成26年9月末現在の上水道水栓数）

（2）調査期間

平成26年10月から平成27年5月まで

2 下水道使用状況調査及び使用料徴収状況調査（二次調査）

徴収漏れの有無を確認するため、一次調査で絞込みを行った2,375件について、平成27年7月から、調査票方式による調査や、現地での接続確認調査等により下水道の使用状況及び使用料の徴収漏れの有無を確認しました。

区分	使用している （徴収漏れ）	使用していない 及び適正徴収	合計
件数	891件	1,484件	2,375件

3 過去の使用料の請求

（1）請求件数及び金額等

徴収漏れをしていた891件に対し、平成27年11月から順次、下水道の使用開始日に遡って最長5年分（地方自治法第236条第1項の規定に基づくもの）の請求をさせていただきました。なお、未納額につきましては、引き続き徴収に努めてまいります。

請求件数・金額		納入済件数・金額(収納率) ※平成31年1月末現在	
891件	6,853万円	735件	5,671万円(82.8%)

※ 1万円未満の端数切捨て

（2）徴収不能額

長期に渡り使用料の徴収漏れが生じていた場合は、時効によって過去5年を超える期間の使用料は請求をすることができません。また、使用料は原則、上水道の使用量に応じて算定しますが、そのデータの保存期間が10年間であるため、10年を超える期間の徴収不能額は10年間の平均水量を用いた推計です。

徴収不能額
2,795万円

※ 1万円未満の端数切捨て

4 徴収漏れの原因等

(1) 原因究明

下水道の使用を開始する場合、使用者が公共下水道使用開始等届（以下「使用開始届」といいます。）を市長に届け出ることが条例で定められています（ただし、排水設備を施工した者が代行するのが一般的です。）。

また、排水設備を施工する際にも、条例で市長に確認申請書を提出し、確認を受けることとなっています。

徴収漏れの主な原因は、これらの届出等がないことや、使用開始届に不備があるにもかかわらず、十分な審査が行えなかったことなどが挙げられます。

原因	適正な手続がない工事	処理誤り等	原因特定不能	合計
件数	599件	134件	158件	891件

※1 「適正な手続がない工事」とは、排水設備の施工時に必要な申請書等の提出がないものと使用開始届の提出がないものです。

※2 「処理誤り等」とは、使用開始届の提出はあるが、必要な情報（水栓番号等）が未記載等であるにもかかわらず、受付時に確認ができなかったものや神奈川県企業庁が運営する上下水道料金管理システム（以下「NKシステム」といいます。）に正しい情報を入力できなかったものです。

※3 「原因特定不能」とは、事実関係を確認するための根拠書類等が存在しないなどの理由で、原因が特定できなかったものです。

5 再発防止策

(1) 処分及び罰則等の強化

排水設備の工事は、市が指定した下水道工事店（以下「指定工事店」といいます。）でなければ行うことができませんが、指定工事店以外の者が行った無断工事も確認できました。

適正な手続がない工事のうち事実確認ができた指定工事店及び指定工事店以外の者に対して、処分を行いました。また手続が遅れた工事を行っていた指定工事店に対しては、文書による指導を行いました。

さらに、平成28年3月に条例等を改正し、罰則等の強化を図り、指定工事店以外の者が排水設備の工事を行った場合には、20万円以下の罰金を科すこととしました。

区分	処分内容	工事店又は業者数
指定工事店による無届工事	指定の停止	32者
指定工事店による手続遅延	行政指導	215者
指定下水道工事店以外の者による無断工事	過料10,000円	14者
	罰金20万円	0者

(2) 新規開栓リストの活用

従来は使用開始届の届出に基づき使用料の徴収を開始していましたが、平成27年7月からこの届出に加え、新たに上水道の利用状況を基に下水道への接続確認を行い、使用料の徴収を開始する仕組みを導入しました。

(3) 工事関係者等への周知・啓発

適切な届出手続が行われるように周知・啓発活動を行いました。

- ・市下水道関係課・建築審査課、工務店が構成する3団体、指定確認検査機関等の窓口での啓発ポスターの掲示等
- ・神奈川県管工事業協同組合（相模原南支部、相模原支部、津久井支部）への注意喚起通知の送付
- ・指定工事店を対象とした排水設備工事講習会の実施
- ・宅地建物取引業協会及び建築士会への協力依頼通知の送付

(4) 未水洗リストによる調査の継続

毎年、一定の条件で抽出した情報を基に調査を行い、使用料の徴収漏れの有無を確認することとしました。

II 使用料の誤徴収

下水道を使用していないにもかかわらず誤って使用料を徴収していたもので、調査及びその対応は全て終了しました。

1 一次調査

使用料の徴収状況を机上調査と外観調査により確認した結果、16件について、下水道を使用していないにもかかわらず誤って使用料を徴収している可能性があるとして公表をしました。

2 下水道使用状況調査（二次調査）

対象の16件について、現地で下水道の使用状況調査を実施しました。

対 象	誤徴収を確認（下水道未使用）	適正徴収（下水道使用中）
16件	9件	7件

3 対応

誤徴収であることが確認できた9件については、謝罪を行うとともに速やかに誤徴収であることが確認できた期間の使用料相当額を返金しました。

対 象	返金額
9件	159万円

※ 1万円未満の端数切捨て

4 原因と再発防止策

原因は職員の事務処理誤りによるものであり、書類審査等の徹底を図ることとしました。

Ⅲ 使用料の減免漏れ・減免解除漏れ

本市では、下水道の利用者が生活保護の扶助を受けている場合や一定の身体障害のある方が同一の世帯にいる場合など、一定の要件を満たしている場合に使用料の一部（身体・知的・精神・重複障害者世帯、要介護者世帯等）又は全額（生活保護・中国残留邦人等生活支援世帯）を免除する制度があります。

減免の適用に当たっては、申請に基づき決定を行うもの（精神障害者・要介護者世帯等）と申請の必要がなく市の職務権限で決定を行うもの（生活保護、身体・知的・重複障害者世帯）があります。

減免対象であるにもかかわらず減免していない減免漏れ、減免事由が消滅しているにもかかわらず減免を続けている減免解除漏れ（減免事由がないにもかかわらず減免していた減免誤りも含みます。）の調査を実施しました。

なお、当該調査に基づく是正処置、返金及び過去の使用料の請求手続を完了しております。

1 一次調査

平成26年9月末現在で減免実施中の約21,000件について、福祉部門から提供された情報とNKシステムの情報を照合して、減免漏れの可能性が高い517件と減免解除漏れの可能性が高い585件を抽出しました。

2 減免漏れの対応

(1) 減免事由の確認調査（二次調査）

福祉部門の情報とNKシステムの情報を再照合して、調査を行いました。

対象	減免事由があることを確認 (減免漏れ)	減免事由がないことを確認 (適正)	所在不明等
517件	394件	119件	4件

(2) 対応

減免漏れが確認できた394件に対し、最長過去5年に遡り返金する手続を行いました。

件数	返金額
394件	1,508万円

※ 1万円未満の端数切捨て

3 減免解除漏れの対応

(1) 減免事由の確認調査（二次調査）

福祉部門の情報とNKシステムの情報を再照合して、調査を行いました。

対象	減免事由がないことを確認 (減免解除漏れ)	減免事由が継続 (適正)	所在不明等
585件	488件	81件	16件

(2) 対応

減免解除漏れであることが確認できた488件について減免解除を行うとともに、過去の使用料について、平成28年2月から順次、最長5年分（地方自治法第236条第1項の規定に基づくもの）の請求をさせていただきました。なお、未納額につきましては、引き続き徴収に努めてまいります。

請求件数・金額		納入済件数・金額(収納率) ※平成31年1月末現在	
488件	2,064万円	376件	1,532万円(74.2%)

※ 1万円未満の端数切捨て

4 原因と再発防止策

原因は職員の事務処理誤りによるものであり、定期的に減免事由の有無を確認することや福祉部門との連携を深めるなど、書類審査等の徹底を図ることとしました。

IV 下水道事業受益者負担金の徴収漏れ

本市では、下水道の建設費の一部に充てるため、下水道を整備する区域内に土地をお持ちの方などに、権利を有する土地の面積に応じて、下水道事業受益者負担金（以下「受益者負担金」といいます。）を負担していただいています。

受益者負担金は、耕作地等については、申請により支払いの先延ばし（徴収猶予）をすることができます。徴収猶予の理由が消滅した場合は、徴収猶予を取り消し、受益者負担金をお支払いいただきますが、徴収猶予地の不適切な管理によって、時効により受益者負担金を徴収する債権の一部が消滅していることが判明したことを受け、詳細な調査を実施しました。

1 一次調査

平成26年9月末現在での徴収猶予地8,689筆について、徴収猶予決定当時と最新の土地登記簿の比較調査を行い、その結果を平成27年6月に発表しました。

(1) 調査対象

8,689筆（平成26年9月末現在の徴収猶予筆数）

(2) 調査結果

- ・ 今後徴収が可能と見込まれる土地（猶予理由が継続） : 3,823筆
- ・ 徴収が不能と見込まれる土地（時効により債権消滅） : 2,689筆
- ・ 詳細な調査が必要な土地 : 2,177筆

2 二次調査

一次調査に引き続き、受益者負担金の徴収を猶予している土地（8,689筆）を対象として、受益者負担金の徴収が可能かどうかについて、現地調査、聞き取り調査及び航空写真や土地登記簿の確認調査を実施しました。

(1) 調査結果

	徴収可能	徴収不能	一部徴収可能	合計
筆数	6,642筆	1,525筆	522筆	8,689筆
金額	10億9,054万円	1億8,170万円	—	12億7,224万円

※1 1万円未満の端数切捨て

※2 一部徴収可能とは、1筆の中に徴収可能な土地と徴収不能な土地が混在するものです。

（例：猶予面積500㎡のうち300㎡は徴収可能な土地であったが、200㎡は時効により債権が消滅したものなど）

※3 一部徴収可能の金額は、徴収可能の金額及び徴収不能の金額にそれぞれ含まれています。

(2) 対応

徴収可能な土地のうち、猶予理由が継続している土地は、引き続き徴収猶予とし、猶予理由がなくなった土地は、速やかに徴収猶予を取り消し、請求を行い、収納管理に努めております。

猶予継続額	猶予取消額	
	請求金額	納入済金額（収納率） ※平成31年1月末現在
10億 278万円	8,776万円	8,624万円（98.3%）

※ 1万円未満の端数切捨て

3 原因と再発防止策

(1) 主な原因

- ・ 時効の認識誤り及び条例・規則の誤認による徴収猶予地の不適切な管理
- ・ 現況届の未提出や使用状況が未記入のものに対して現況を確認しないまま対応を終了するなどの不適切な処理
- ・ 猶予理由消滅の把握及びその後の進行管理の不徹底

(2) 再発防止策

- ・ 毎年、猶予地の現況についての届出を促すとともに、地理情報システムに搭載されている航空写真で土地の利用状況を確認するなど猶予地の管理をより適正に行うこととしました。
- ・ 開発行為の事前協議や生産緑地の異動状況を確認するなど、関係各課との連携を密にし、猶予理由の消滅を把握した場合には、猶予取消に係る手続の進捗状況を常に確認し、進行管理を徹底することとしました。